

1960年代ネパールにおける教育制度改革の背景と特徴 - NNEPC および ARNEC の教育制度構想における国民概念を比較して -

中村 裕

The backgrounds and characteristics of the reform of education system in Nepal in 1960's : Comparing the educational plans of NNEPC and ARNEC

NAKAMURA, Yutaka

要旨

本研究の目的は、1960年代のネパールにおける教育制度改革の背景と特徴を、ARNEC 報告書(1961)を対象にして、特に、NNEPC 報告書(1955)における教育制度構想の国民概念と、ARNEC のそれの比較を通じて、明らかにすることである。

王政復古後のネパールにおいて、国民意識に乏しい民衆を、国家における共通のコードや規範を身に付けた「ネパール国民」として育成し統合することは、国家開発における重要課題であり、教育制度は、国民統合の主要な担い手として構想された。このような国民教育制度の構築は、1962年の憲法が、国王への忠誠や、国語のほか多様な国家の象徴を初めて明文化していることから、主として1960年代に具体化したと考えられている。

NNEPC は、王政復古後の政治的混乱の中で任命された。同委員会の教育計画は、「普遍的教育の実現」、「民衆のニーズに応じた教育の提供」という教育理念に基づいた、総合的な教育制度創設の構想である。同計画において想定されているネパール国民とは、自らと家族の生計を立てるに足る知識や技能を有する「職業人」の側面が強い。

ARNEC は、国王親政体制が発足し、パンチャーヤト民主主義が標榜される状況において任命された。同委員会の教育改革案は、新しい政治体制はもとより、一部を除いて、ネパールの宗教、文化、伝統、歴史、民族などとの関連に乏しく、基本的には、NNEPC の教育制度構想を踏襲している。同改革案において育成が目指されるネパール国民像においても、ネパール語能力をのぞいて、彼らが保持すべきネパールのナショナル・アイデンティティは明示されていない。すなわち、教育制度を通じた国民統合は、ARNEC 以後の教育計画・政策に基づいて進捗したと推測できる。

なお、ARNEC は、サンスクリット教育の導入については強く提言した。特に、中等教育におけるサンスクリット専攻の設置は、1970年代以後の教育制度改革にも直接の影響を与えたという意味で、ネパール教育史上において重要な意味を持つ。

はじめに

本研究の目的は、1960年代のネパール王国(Kingdom of Nepal. 以下、ネパール)^{*)}における教育制度改革の背景と特徴を、1961年の「国家教育審議会」(All-Round National Education Committee. ARNEC)の報告書を対象にして、特に1950年代における「ネパール国家教育計画委員会」(Nepal National Education Planning Commission. NNEPC)の教育制度構想における国民概念と、ARNECのそれの比較を通じて、明らかにすることである。

ネパールは、小国ながら希有な特徴を有し、様々な研究領域において内外の研究者の注目を集めてきた。近年では、ネパールが、多様な教育問題を抱え、さらに、多文化、多民族、多言語、多宗教など教育に係る主要トピックをばらむことから、教育学においても、現在の同国を対象とする成果が増加しつつある。他方で、同国の特異な教育の開発過程について、歴史を遡り直接解明しようとする試みは、必ずしも多くなされていない(中村, 2012a, p.9)。

しかし、近年のネパール教育研究の成果をより意義あるものとするためには、まず教育問題をめぐる同国の現状について深く理解すること、具体的には、ネパールという国家の文脈における当該問題の背景を探究し、教育計画や政策の歴史的展開を解明することが求められる。この解明において有効であるのは、近年の教育計画に直接関係しつつ、遡行し得る最前の時期以後の教育計画および政策に注目し、その特徴や現代に至る展開を明らかにすることである。そこで本研究は、冒頭の目的を設定した。

1960年代に注目する理由は、第一に、1950年代については、既に中村(2012a, 2012b)など別稿における追究を通じて、教育開発過程の一端を明らかにしつつあるからである。すなわち、これらの成果をもとに、より後の年代におけるネパール教育史を解明することが、現在求められている研究上の課題である。第二に、本文で述べるとおり、1960年代は、ネパールの教育開発が本格化し、教育行政組織や教育法規が整備され、「国際連合教育科学文化機関」(United Nations Educational, Scientific

and Cultural Organization, UNESCO) 調査団を複数回にわたって受け入れるなど、ネパール教育史においてきわめて重要な時期であるからである。

また、NNEPCおよびARNECの教育制度構想における国民概念を比較する理由は、第一に、両委員会報告書がそれぞれの年代における主要な教育計画文書であるからである。さらに、NNEPCとARNECの成立背景に鑑みれば(本文参照)、両委員会の構想における類似点と相違点の比較は、両委員会による教育計画の重要性とともに、1960年代以後の、「ネパールの文脈に沿った」教育開発についてより深く理解する端緒たり得る。第二に、ネパールの教育の歴史的展開を追究する上で、王政復古後の教育開発が国民教育制度創設の試みであったという視点を欠くことはできないからである(中村, 2012a, pp.9-10)。また、NNEPCとARNECの報告書の範囲は広く、特に前者は長大であるため、本論文では、両委員会の教育制度構想における国民概念に限定して、両者を比較する。

先行研究に関して、前述のように、王政復古後に限っても、ネパールにおける教育の歴史追究そのものが寡少である。欧米の文化人類学や政治学においては、教育を通じた国民統合というネパールの試みが研究者の注目を集め、王政復古以後、とりわけ1960年代の教育開発がその嚆矢であるとも見なされるが²、当該年代の教育計画や政策等と国民統合について直接追究した成果は少ない³。

以下では、まず、王政復古前後のネパールの政治状況を確認した後、中村(2011)などに基づき、NNEPC任命の背景やその教育制度構想の概要について簡潔に整理することで、1950年代における教育開発の背景と特徴を明らかにする。次に、1950年代末から1960年代初めの政治動向を踏まえて、ARNEC任命の背景を確認し、同委員会の教育制度構想の骨子を、NNEPCのそれとの比較を通じて明らかにする。その後、NNEPCとARNECの教育制度構想を、特に両者の国民概念を中心に比較し、ARNEC構想の特徴をより明確化する。最後に、1960年代におけるネパールの教育開発をめぐる状況を再確認しつつ、今後の課題を述べる。

I 1950年代における教育開発の背景と特徴

1 政党政治の混乱と王権の拡大

ネパールでは、シャハ(Shah)王朝の祖らにより、18世紀後半までにはほぼ現在の版図が獲得されたが、間もなく王宮内の抗争が王権の弱体化と廷臣の専横を招く。そして、19世紀半ばには、ラナ(Rana)家が、国内の混乱に乗じて国権を掌握し、国王を名目的君主として戴く間接的な専制政治体制を確立した。このラナ体制は、インドにおける独立運動の影響などにより弱体化し、1951年に打倒され、いわゆる王政復古が達成される。

しかし、政党ネパール会議派(Nepali Congress)とラナ政府

による暫定内閣が成立し、一時的な国内統治の組織と機能を定める暫定統治法(The Interim Government of Nepal Act)が公布されてもなお、各地で強盗団が跋扈し暴徒が武装蜂起するなど、国内の治安は悪化の一途をたどる。こうした状況に対して、各政党は無力であったのみならず、内外の抗争を繰り返して国内の安定化に失敗したため民衆の支持を失った。

このように、反ラナ体制という旗幟を喪失したことによって分裂した政治集団が、自らの利益をしばしば過激な手段で主張して混乱に拍車を掛ける中で、Tribhuvan国王(1906-1955、在位1911-1955)は、国軍と接近して権力を伸長させる。同王は、1952年8月に自らの助言機関である顧問委員会(Advisory Committee)を組織して親政を開始し、さらに、新法の制定などによりさらなる王権の拡大を志向した。これは、ラナ専政打倒と新体制樹立において利害の一致をみた、国王とネパール会議派の協力関係の終焉を告げ、国王を軸とするネパール政治史の幕を開く象徴的な出来事であった。

ただし、顧問委員会による政治が十分に機能せず、また、自身の健康も悪化したため、国王は、1953年8月に組閣を宣言して政党政治を復活させた。しかし、国内の政治的混乱がかえって激化したため、国王は、暫定統治法の改正により王権を増強しつつ、内閣を改組し、また政党間の対立を調停して事態の収束を図った。こうした方策も十分な成果を上げられず、反政府運動や暴動が続発する中で完全に機能を失った内閣は、1955年3月に総辞職した。なお、同月にTribhuvan国王は療養先のスイスで客死し、その全権は生前にMahendra皇太子(1920-1972)に移譲されている。

2 教育行政組織の整備とNNEPCの任命

王政復古後の教育行政における最初にして最大の変革は、ネパール最初の教育に係る独立専門部局である教育省の創設である(1951)。しかし、1950年代において、教育相は少なからず他の省庁大臣との兼任ポストであり、また、前節のごとき不安定な政治状況によって教育相が頻繁に交替したばかりか、教育相あるいは教育担当の顧問委員が置かれぬこともしばしばであった。さらに、暫定統治法の度重なる改正によって、教育省の位置や機能、教育相の職責も頻繁に変更された。

このように、王政復古直後において、教育省が国家の教育の管理運営機関として機能していなかったため、政府は、総合的な教育制度の構築のために、1952年に教育評議会(Board of Education)を任命している。同評議会は、1953年に、教育相および対ネパール「アメリカ合衆国援助事業使節団」(United States Operation Mission)と会合し、同会合において、ネパールの教育状況の調査と、国家の教育開発に向けた提言を行う特別委員会の設置が勧告された。この特別委員会が、1950年代の教育開発計画を主導したNNEPCである。

3 NNEPCの教育制度構想の概要

NNEPCは、およそ1年間の活動の後、1955年3月に報告書を政府へ提出した。同報告書は、当時の教育事象の現況調査(第1編)と、多様な教育段階や領域におよぶ教育計画群(第2編)から構成される⁴¹。NNEPC報告書、とりわけこの第2編は、各教育段階および領域の単独計画の集成ではなく、「普遍的教育の実現」、「民衆のニーズに応じた教育の提供」という教育理念に基づく総合的な教育制度創設の構想であり、1950年代の同国における教育開発の指針となった。

その主な特徴は、①複線型学校体系から単線型学校体系への移行、②5年制の国民学校(national school)による職業教育を重視した初等教育の導入、③5年制多目的ハイスクールによるコア科目を中心とした中等教育の提供、④総合大学の創設と高等教育制度の整備、⑤成人識字プログラムの迅速かつ広範な実施、⑥多数の初等学校教員の即時養成、⑦教具・教材の開発および出版機関の設置、⑧地方コミュニティによる初等中等学校の運営、⑨校地、校舎、設備および備品などの教育環境の整備、⑩教育関連法令の制定、⑪初等中等教育におけるネパール語の教授用語化などである。

このうち、NNEPCの教育計画の双輪は、民衆への迅速な教育普及を目的とした初等教育・成人教育・教員養成計画と、大学の創設を基盤とする高等教育計画である。

初等教育・成人教育・教員養成計画は、初等学校とその教員が、周辺の人的物的資源を有効に活用しながら、成人教育など各村落における教育事業の中心として活動しコミュニティ改善にも貢献するという、言わば「村落教育制度」の構想であり、相互に連関している。この村落教育制度は、普遍的教育の実現という理想とともに、初等教育が大多数の民衆にとって最後の学校教育の機会であるという現状認識のもとで、民衆のニーズに応じた教育を提供しつつ、彼らをネパール国民として育成するもので、NNEPCの教育制度構想の根幹である。

他方で、高等教育計画については、NNEPC報告書において、大学の創設と高等教育制度の構築および整備が全体計画における優先事項と表明されている。しかし、高等教育は、初等教育や成人教育と異なり、民衆に広くそして直接関わる教育とは見なされておらず、その他の教育段階ないし領域の計画と必ずしも深く連関していない。

II ARNEC 任命の背景とその教育制度構想

1 総選挙の実施と「王室クーデター」

Mahendra新国王(在位1955-1972)は、即位後まもなく、王室顧問会議を設置して国王による直接統治体制の構築を試みた。しかし、王室顧問会議や国王の直接統治がほとんどの政党から強硬な反対を受けたことから、国王は1955年6月に同会議を解散し、また、同8月には議会制民主主義体制を樹立するために

総選挙を実施する旨を宣言した。さらに、国王と主要政党は、内閣の組織等について協議を重ねたが、これは不調に終わる。

そのため、Mahendra国王は、1956年1月以後、政党指導者に組閣を命じるも、ネパール会議派の倒閣運動や、閣僚と中央省庁職員との確執などによって短命政権が続く。さらに、超政党連合組織である民主戦線(Democratic Front)を中心とした反政府・国王運動が一層激化したため、危機に陥ったMahendra国王は、1957年11月に内閣を突然解散して国王親政を宣言した。しかし、この国王親政の再開に対する非暴力不服従運動が各地に波及し、国内情勢がさらに悪化するにおよんで、国王は、翌12月に総選挙の実施を布告せざるを得なくなり、1958年2月には選挙管理委員会を組織し、また同3月には憲法起草委員会を結成して混乱の收拾を図った。そして、総選挙の目的や方法をめぐる紛糾がありながらも、1959年2月にMahendra国王が新憲法の発布と暫定統治法の廃止を宣言し、2月から4月にかけてネパール史上初の総選挙が挙行された。ここに、ネパールの王制復古以後における政治発展の第一段階は終わりを告げたのである。

しかし、総選挙の結果を受けた内閣が5月に誕生した後も、反政府運動や独立運動が頻発するなど不安定な国内状況は続いた。こうした中、1960年12月に、国王が国軍を動員して、閣僚、政党の党首、幹部、活動家を一齐に逮捕した、いわゆる「王室クーデター」が勃発する。国王は、さらに、非常事態を宣言して、内閣を解任し議会を解散するとともに、憲法のほとんどの条項を停止し、国家の全権を掌握して親政を再開した。また、反国王運動や武力闘争が開始される中、国王は、翌年初めには政党の禁止や、「パンチャーヤト民主主義」の導入を宣言し、行政区画の再編も行った。そして、1962年12月には、強大な王権や、パンチャーヤト体制⁴⁵、政党活動の禁止などを明記した新憲法を公布したのである。

この憲法は、言うまでもなく国王親政およびパンチャーヤト体制の法制化であり、1959年憲法が国王に全権を集めながらもその一定の抑制条項を含んでいたのに対して、国権の源泉であり行使者である国王の絶対性不可侵性をより強めた内容となっている。国民統合の観点からは、国王に対する願望や、忠誠という絆に結ばれた「国民」(第2条)、「独立、不可分、主権的、君主制ヒンドゥー国家」としての「国家」(第3条)、「国語」であるネパール語(第4条)の定めとともに、国旗、国歌、国花、国色、国獣、国鳥など多様な国家の象徴の明文化など、それまでの国内最高法に比べて、ネパールのナショナル・アイデンティティを公定し、より強調している点に、新憲法の特徴がある⁴⁶。

2 1950年代における教育開発の成果とARNEC任命の背景

1950年代中葉から1960年代初めにおけるネパールの国家開発は、社会資本の整備や村落開発、農業の発展に焦点を当てた第

1次5か年計画(1956-1961)のもとで進められた。教育は、同計画における重点開発対象とは位置付けられていないが、同時に、独立した計画(教育5か年計画)のもとで開発が行われた特異な領域でもあった。この教育5か年計画は、教育委員会構想など一部を除いて⁴⁷、NNEPC報告書の要点をほぼ採納し、若干の修正や補足をしつつ開発コストを算定したものであった。すなわち、1950年代のネパールの教育開発は、事実上NNEPCの教育制度構想に基づき計画され、実施が試みられたと考えて良い。

第1次5か年計画期間中において、教育は、学校数や在学者数など、数量的には急速に拡大した⁴⁸。たとえば、初等教育については、1951年に321校、8,970人、0.9%であった学校数、在学者数および在学率は、1961年においてそれぞれ4,001校、約18万人、15.8%に達している(MoE, 1971, p.3)。また、高等教育に関しては、NNEPCはその抑制を勧告していたものの、カレッジや在学者数が急増し、1959年には、大学法が制定されネパール最初の大学であるトリブヴァン大学(Tribhuvan University)が創設された。また、成人教育および教員養成においても、プログラムの不規則な運営といった問題を抱えつつ、多数の教員を養成し、少なくない民衆(約4.6万人)に識字教育ないし技術訓練を提供するなど、これらの開発領域は、数量的拡大という意味では、むしろ目標を上回る結果を残している⁴⁹。

他方で、既存学校から新式学校への移行、学校体系の統一、新カリキュラムの導入、成人教育における省庁等関係機関の協同、大学による高等教育施設の監督運営など、これらの領域におけるNNEPCの教育計画の眼目は、充分に実施されることはなかった。

このように、王室クーデターにともない新体制が発足した時点において、教育は、NNEPCの教育制度構想から乖離しつつ、学校や在学者数が秩序なく急増する状況にあった。政府は、数量的には急激に拡大した1950年代の教育開発を総括し、それを踏まえて新しい教育制度を計画し構築するべく、1961年5月に、教育相を長とし、11人の委員から構成されるARNECを任命したのである。

3 ARNECの教育制度構想の骨子

ARNECは、約2か月の活動の後に、政府へ報告書を提出した。同報告書は、ネパール教育史を概観した後に、初等教育、中等教育、サンスクリット教育、教員養成、社会教育、社会文化プログラム、高等教育、教育行政について、現況と改革案を提示する構成になっている。教育財政や教育法規には、単独の項目こそ設けられていないが、各教育段階・領域において適宜言及されている。

同委員会の教育改革案の主な特徴は、①複線型から単線型学校体系への移行、②職業科目を導入した5年間の初等教育、③

2領域から構成される3年間の前期中等教育、④4領域から成る3年間の後期中等教育、⑤継続的な成人識字プログラムを重視した社会教育、⑥初等中等学校教員の即時養成、⑦教具・教材の開発および出版機関の設置、⑧初等中等教育におけるネパール語の教授用語化、⑨すべての高等教育施設在籍者による地方等でのサービス活動などである。

これらの多くは、概観して明らかなように、数点を除いてNNEPCの教育制度構想に近似している。それは、教育および民衆の現況認識について、ARNECが、基本的にはNNEPCのそれを踏襲しているからであろう。たとえば、ARNECが初等教育修了資格の授与を勧告したのは、当該教育が大多数の男女にとって最後の学校教育の機会であるという、NNEPCと同様の現状把握に基づく(MoE, 1961, p.17)。他方で、NNEPCの構想とARNECの改革案において明確な差異も存在する。

その差異は、まず、中等教育の構成である。すなわち、NNEPCが中等教育学校として5年制の多目的ハイスクールを提案したのに対して、ARNECは、3年制の前期中等教育および後期中等教育をそれぞれ勧告している。この両者は、多様な科目選択の可能性や、職業科目の導入など共通点もあるが、コア科目ないし共通科目を軸にして職業教育を提供する多目的ハイスクールと比較して、ARNECが構想した中等教育は、カレッジ準備教育の性格が強く、NNEPCが批判した従来のそれと大きく異なるものではない(中村, 2007, p.60)。

ARNECの教育改革案とNNEPCの教育制度構想における差異としては、サンスクリット教育の奨励も挙げられる。NNEPCは、英学学校やサンスクリット学校など⁵⁰、多様な学校の並存状況を批判して、単一の学校および教育制度の構築を提言した。同委員会の構想では、サンスクリット語の学習は、初等学校においては提供されず、多目的ハイスクールにおいて初めて選択可能となる位置付けであった。それに対して、ARNECは、サンスクリット教育が、ネパールの文化および文明と非常に密接な関係にある故に、特別な優先事項であると言明し、それが正規の教育に含まれ無償で提供されることや、サンスクリット教育の学習者に対する奨学金の提供などを提言した(MoE, 1961, p.2)。具体的には、初等学校の第4、5学年次においてサンスクリット語を選択可能とすることや、中等教育において一般教育専攻とともにサンスクリット教育専攻を設置することが提案されたのである。他方で、従来の学校教育において大きな位置を占めていた英語の教授について、ARNECは、NNEPCと同様に、初等学校におけるそれを明確に否定している(MoE, 1961, p.17)。

ARNECは、75郡ないし14県の中心部における幼稚園の設置や、社会教育を通じた障害者への教授や訓練なども提言している。就学前教育および障害者教育は、NNEPCは重要性を指摘しつつも具体的には言及しておらず、ARNECにより初めて、

王政復古後のネパールにおける教育計画の組上に載せられたのであった。なお、教育行政に関して、ARNEC報告書において、郡県数など新しい行政区分は反映されているが、パンチャーヤト体制に応じた教育行政組織はもとより、新体制に関する記述そのものを確認できない。

III NNEPC および ARNEC の教育制度構想における国民概念

1 NNEPCによる「職業人」育成の重視とネパール語の教授用語化

王政復古以後のネパールにおいて、国民意識に乏しい民衆を、国家における共通のコードや規範を身に付けた「ネパール国民」として育成し統合することは、国家開発における重要課題であり、教育制度は、国民統合の主要な担い手として構想された。このような国民教育制度の構築は、前述の1962年憲法が、国王への忠誠や、国語のほか多様な国家の象徴を初めて明文化していることから、主として1960年代に具体化したと考えられている(註2参照)。

確かに、1950年代のネパールでは、不安定な国内の状況により、憲法の制定が遅延し法規の整備も進捗せず、それ故に、育成すべき「ネパール国民」の定義は必ずしも明確ではない。しかし、中村(2012a)で明らかにしたように、NNEPCは、教育制度の建設において独自の国民像を想定しており、かつ、NNEPC報告書が当時の教育制度構想の基軸である故に、NNEPCによって提示された国民像は、1950年代のネパールの教育計画における国民概念の特徴を、最も端的かつ適切に示していると考えて良いであろう。

すなわち、NNEPCの教育制度構想の基本目標にて想定される「ネパール国民」とは、国家や地方自治体に投票、納税といった履行すべき義務や責任を負い、民主主義国家における協同行為、多数決等の原則を理解するなど国政に適切に参加する能力を有する市民(以下、適宜「市民」)、また、健康で文化的な生活を営み得る文化的、審美および身体能力を保持する個人(同「文化人」)、かつ、自らと家族の生計を立てるに足る知識や技能を有する職業人(同「職業人」と理解し得る。従って、NNEPCが構想する教育制度とは、さらには、当該制度を構築するための教育計画は、窮極的には、ネパールの民衆を、上記国民、すなわち、「市民」、「職業人」、「文化人」として育成することを一義的な目標としていると推測できる。

しかし、この三つの国民像は、NNEPCが策定した各教育段階ないし領域計画において必ずしも等しく扱われてはいない。たとえば、初等学校のカリキュラム案において重要な位置を占める手工芸(craft)体験では、間接的に「市民」、「文化人」としての資質能力の伸長にも触れられてはいるけれども、同体験

の具体的な目標や活動は、民衆の「職業人」としての育成へ傾斜している。同様に、NNEPCの教育制度構想の眼目である「村落教育制度」に関して、その担い手である初等学校教員の養成についても、彼らが村落の教育的市民的指導者として、ネパール国民の範型としての能力を身に付けることが提言されつつも、具体的な養成プログラムは、「職業人」としての教員養成が強く意識された内容となっている(中村, 2012a, pp.13-15)。

他方で、ネパールにおける教育を通じた国民統合を追究する上で、きわめて重要な意味を持つのが、ネパール語の教授用語化である。NNEPCは、1959年および1962年憲法においてネパール語が国語として規定される以前に、すでにネパール語能力をネパール国民の要件と事実上想定していた。たとえば、NNEPCは、初等学校カリキュラム案の言語領域において、第1、2学年における地方語使用を認めつつも、原則としてネパール語を学校における唯一の教授用語および学習言語とすることを強調した(Pandeyほか, 1956, p.96)。これは、ネパール語の教授用語化が、効率的な教育普及や効果的な学習、および、国民統合を推進する方途と考えられたからである。このネパール語の教授用語化は、成人教育計画や教員養成計画においても、ヒンディー語などへの一定の配慮はありながらも、確認することができる。

2 ARNECによる国民の「習性」と、その中立性

ARNECが任命されたのは、王室クーデターに伴う国王親政の開始直後である。ただし、すでに言及したように、その提言は、新体制に応じた教育制度の再編というよりは、NNEPCの教育制度構想を継承しつつ修正を加えたものであり、Joshi(2003)においても、その報告書が政治的に中立であると評されている(Joshi, 2003, p.46)。

他方で、任命と活動においてアメリカの強い影響を受けた故か、ネパール文化などへの言及が乏しいNNEPCの報告書に対して^{*11}、ARNECの教育改革案では、ネパールという「国家」や、その「文化」、あるいは、「国王」と教育との関わりが散見される。たとえば、前述のサンスクリット教育の奨励もこの具体例であるし、ARNECが提示する望ましい「習性」(habits)にも、これらとの連関を確認できる。

すなわち、ARNECは、初等中等教育の改革案において、それぞれの目標などに先行して、15の「優れた、必要な習性」を挙げている。これは、初等中等教育によって育成されるべき人間の範型であり、畢竟、ARNECが想定する国民概念と見なし得る。その多くは、清潔さ(①)、協同の精神(②)、法、政府の指示、社会習慣の尊重(③)、教員や親など年長者の尊重(④)、互助の精神(⑨)など、NNEPCが日々の教育活動を通じて育成すべきとした資質と重複するが、神、国家および国王への十分な敬意(⑤)、飲酒の禁止(⑫)などは、ARNECによって初めて

示された習性である。また、中等教育については、これらの習性に加えて、さらに三つの目標が設定されているが、その第一に、国家にとって能力があり有用な市民の育成、第三に、国家の財産となるような優れた資質を持つ生徒の育成が挙げられており、ともに国家への貢献が意識された内容になっている^{*12}。

なお、ARNECは、教科書が上記習性の育成に非常に重要であるという認識を示しつつ、教科書の執筆者および出版者が、可能な限りネパール人であること、また、王国全体において同一の教科書を使用することを提言している。特に後者については、多様な教具・教材を認め、その適切な選定方法を提案したNNEPCとは、見解を異にしているといえる。また、ネパール語の教授用語化について、NNEPC報告書ではそれが示唆されるにとどまっている箇所も散見されるが、ARNECは、教授用語について単独項目を設けて、すべての科目における教授用語をネパール語と明言している。ただし、ARNECは、他言語での教授も許容しており（MoE, 1961, p.17）、事実上、第3学年以後における非ネパール語使用を認めていないNNEPCに比べて、むしろ寛容な立場を示している。

こうした傾向は、政府カリキュラムにおける国家や歴史の扱いに対するARNECの認識にも確認できる。すなわち、ARNECは、1959年の政府カリキュラムがネパールの歴史、宗教、文化規範を含み、それが適正であると述べつつ、それらに加えて、他の宗教や文化における公正な説話もカリキュラムに含まれるべきと提言している。また、初等中等学校のカリキュラムにおいて、勇士、愛国者、慈善家、王族、偉人、理想的な女性や子どもなどの伝記を最大限紹介することが肝要であるとしているが、これらも、必ずしもネパール人であることを求めているのである（MoE, 1961, p.16）。

ARNECが設定した上記のごときネパール国民概念は、NNEPCのそれと比較すると、「市民」としての傾向が強い。では、NNEPCの教育制度構想において強調された「職業人」としての国民育成について、ARNECはどのような立場をとったか。

この点について、ARNECが勧告した初等学校カリキュラム指針が参考になる。すなわち、ARNECは、初等学校カリキュラムとして、ネパール語、社会学習、科学と衛生、算数、芸術、体育の教科群に加えて、「自助自立教育」(Self-reliant education)を勧告した。これは、学校および家庭の衣食住に係る職業教育を提供する教科であり（MoE, 1961, pp.9-17）、NNEPCの初等教育計画において最も重要であった手工芸領域とほぼ同一内容であると考えて良く、「職業人」としての国民の育成という点でNNEPC報告書が後の教育計画および政策に影響を与えた事例として注目できる。

おわりに

王政復古後に任命されたNNEPCは、政治的混乱の中で、「普

遍的教育の実現」、「民衆のニーズに応じた教育の提供」という教育理念に基づく総合的な教育開発計画を作成した。同計画のうち、相互に関連する初等教育・成人教育・教員養成計画は、いわば「村落教育制度」の構想である。この村落教育制度は、初等教育が大多数の民衆にとって最後の学校教育の機会であるという現状認識のもとで、民衆のニーズに応じた教育を提供しつつ、彼らをネパール国民として育成するものである。ここで想定されているネパール国民とは、自らと家族の生計を立てるに足る知識や技能を有する「職業人」の側面が強い。

ARNECは、国王親政体制の発足直後に任命された。パンチャーヤト民主主義が標榜される状況において策定された同委員会の教育改革案は、しかし、新しい政治体制はもとより、一部を除いて、ネパールの宗教、文化、伝統、歴史、民族などとの関連に乏しく、基本的には、NNEPCの教育制度構想を踏襲した内容となっている。同改革案において育成が目指されるネパール国民像も、ネパールという国家の文脈から設定されるというより、NNEPCが想定する中立的な「市民」の姿に近い。なお、NNEPCが教育制度構想において重点を置いた「職業人」の育成についても、ARNECは、初等学校カリキュラム案に自助自立教育を含めており、NNEPCの構想を継承している。ただし、NNEPCが中等教育においても「職業人」の育成を重視していたのに対して、ARNECのそれは、職業教育に必ずしも重点を置いていない。

なお、ARNECは、ネパールという国家やその文化に対して比較的中立的な立場を示しながらも、サンスクリット教育の導入については強く提言した。特に、中等教育におけるサンスクリット専攻の設置は、1970年代以後の教育制度改革にも直接の影響を与えたという意味で、ネパール教育史上において重要な意味を持つ。

以上のように、ARNECの教育制度改革案は、その国民概念も含めて、「王室クーデター」以後の国家体制と強く関連していない。一般に、1960年代以後のネパールでは、国王や国家への忠誠や、共通の象徴に基づく国民の紐帯を強調する教育制度を通じて、国民統合が進捗したとされるが、それは、ARNEC以後の教育計画・政策に基づくと推測できる。さらに、ネパールの教育開発の過程において、1960年代は、教育行政組織の再編、教育法規の制定、UNESCO調査団の受け入れなど、熟慮と模索の中で教育制度が徐々に整備されていく、重要な時期である。ARNEC報告書における各段階・領域計画の詳細な検討も含めて、今後の課題としたい。

謝辞

本研究は、科研費(22730676)の助成を受けたものである。

- *1 現在のネパール政局はきわめて流動的である。本研究が王政復古期を主たる論究時期としていること、また、同国の今後の国家再建の前途が必ずしも明瞭でないことから、本研究において、現在進行中の変化に沿って今日のネパール像を提示するのは適切ではない。従って、本研究における「現在のネパール」とは、特に断りがない限り、「王国」時代のネパールを指すこととする。
- *2 Whelpton (1997) では、王政復古以後の教育拡大、とりわけ1960年代における「標準化された」(standardized) 国家規模の教育制度の導入によって、子どもが自らを国家の一員として理解するような教育が強力に推進されたと述べられている (Whelpton, 1997, pp.47-48)。
- *3 1960年代のネパールの教育状況について直接言及する成果には、たとえば、Reedほか (1968) や、Gaige (1975) がある。前者は、1960年代半ば以後の教育普及に係る問題点とその解決への方途を、特にネパールの文化、地勢、政治、経済、宗教等のトピックに応じて追究している。しかし、1960年代におけるネパールの教育計画および政策、状況については、表面的な記述にとどまっている。後者は、タライ (Terai/ Terai) 地方の特性とその国民統合の過程について、現地調査および豊富な資料の読解に基づき論じている。同書は、ネパールにおける国民統合と教育の関係に関する重要な成果であるが、研究対象地域が限定されており、国家レベルの教育計画・政策への言及も多くない。
- *4 NNEPCの教育計画は、独立した章が設けられているものだけでも、初等教育、中等教育、高等教育、成人教育、教員養成、教具・教材開発、教育行政と視学、教育財政、教育環境などにおよぶ。
- *5 国家、県、郡、市町・村落それぞれに地方組織であるパンチャーヤトを置く制度である。市町・村落パンチャーヤトの成員は国民の直接選挙によって選出されるが、その他のパンチャーヤトは、直下のそのの成員によって選出される。
- *6 国語については、1959年憲法においても、ネパール語がそれであると定められていた(第70条)。
- *7 NNEPCの教育委員会構想については、中村 (2012b) を参照のこと。
- *8 1950年代の教育開発の成果については、中村 (2012a, 2012b) など別稿を参考のこと。
- *9 こうした1950年代における教育の数量的拡大は、ネパールの国家開発に係る様々な領域から注目されている。たとえば、王政復古後の政治的変化とその影響について解明した、Joshiほか (1966) では、この時期における最も重要な近代化の指標として、「主として地方コミュニティのイニシアティブに基づく、国家全体における教育施設の尋常ならざる増加」が挙げられている (Joshiほか, 1966, pp.511-512)。
- *10 王政復古以前のネパールにおいては、英語教育を含むイギリスの文物についての教育を提供する英学学校、サンスクリット語による宗教教養等の学習を提供するサンスクリット学校、インドのベーシック・エデュケーション (Basic Education) を実践するベーシック・スクールなど多様な学校が並存していた。NNEPCが新しい初等学校を提案し、それが設置されて以後も、旧来の学校の並存状態は継続した。
- *11 NNEPCの活動におけるアメリカの影響は、たとえば、その教育行政計画における教育委員会構想から看取できる。教育委員会構想が、教育5か年計画において事実上撤回されていることから、同構想がネパールの文脈から生じたとは考えにくい (中村, 2012b, p.219)。他方で、NNEPCの教育制度構想は、例外的なネパール語の教授用語化を除いては、きわめて「中立的」であり、ネパールの宗教、文化、伝統、歴史、民族などとの関わりが希薄である。
- *12 なお、中等教育における第二の目標は、経済生産、輸送、農業、工業、軍事などの分野に貢献し得る労働者の育成である。

【参考文献】

- 中村裕 (2007). 「ネパール・王政復古期における中等教育計画の特徴と帰結 - NNEPCの多目的ハイスクール構想に焦点を当てて -」 関東教育学会『関東教育学会紀要』第34号 39-62頁。
- 中村裕 (2011). 「ネパール・王政復古期における国民教育制度構想の再検討 - NNEPCの教育法規整備計画に焦点を当てて -」 聖徳大学『研究紀要 短期大学部』第43号 17-23頁。
- 中村裕 (2012a). 「王政復古期ネパールの教育計画における国民概念の特徴 - NNEPCの教育制度構想における国民像に焦点を当てて -」 聖徳大学『研究紀要 短期大学部』第44号 9-16頁。
- 中村裕 (2012b). 「王政復古期のネパールにおける教育行政制度整備過程の特徴と帰結 - NNEPCの教育行政計画における教育委員会構想に焦点を当てて -」 日本教育制度学会『教育制度学研究』第19号 212-215頁。
- College of Education (1957). *The five year plan for education in Nepal*. Kathmandu: The Bureau of Publications, College of Education.
- College of Education (1959). *Six years of educational progress in Nepal*. Kathmandu: The Bureau of Publications, College of Education.
- Gaige, Frederick H. (1975). *Regionalism and national unity in Nepal*. Berkeley: University of California Press.
- Gupta, Anirudha (1964). *Politics in Nepal 1950-60*. Bombay: Allied Publications Private Ltd.
- Ministry of Education (1961). *Report of the Overall National Education Committee*, 2018BS. Kathmandu: Author.
- Ministry of Education (1971). *National education system: plan for 1971-76*. Kathmandu: Author.
- Joshi, Govinda Prasad (2003). *The story of the primary education of Nepal*. Pokhara: Maiya Kumari Joshi.
- Joshi, Bhuwan Lal, & Rose Leo E. (1966). *Democratic innovations in Nepal*. Berkeley: University of California Press.
- Pandey, Rudra Raj, Bahadur K.C., Kaisher, & Wood, Hugh Bernard (eds.) (1956). *Education in Nepal: report of Nepal National Education Planning Commission*. Kathmandu: The Bureau of Publications, College of Education.
- Reed, Horace B., & Reed, Mary J. (1968). *Nepal in transition*. Pittsburgh: University of Pittsburgh Press.
- Rose, Saul (1963). *Politics in Southern Asia*. London: Macmillan & Co Ltd.
- Whelpton, John (1997). Political identity in Nepal. In D.N.Gellner et al. (eds.), *Nationalism and ethnicity in a Hindu Kingdom* (pp.39-78). Amsterdam: Harwood Academic Publishers.
- Wood, Hugh Bernard (1965). *The Development of education in Nepal*. Washington, D.C.: U.S. Department of Health, Education, and Welfare, Office of Education.
- Wood, Hugh Bernard, & Knall, Bruno (1962). *Educational planning in Nepal and its economic implications*. Kathmandu: UNESCO Mission to Nepal.